

大牟田市財政健全化計画

やさしさとエネルギーあふれるまち・
おおむたを目指して

(目 次)

1 . 計画策定にあたって	1
(1) 財政の現状	
(2) これまでの行財政改革の取り組み	
(3) 今後の行財政運営のあるべき姿	
2 . 今後の財政収支見込み	6
(1) 財政収支試算前提条件	
(2) 財政収支試算	
(3) 2 1 年度以降の財政見通し	
3 . 財政健全化基本方針	8
(1) 財政健全化の基本的な考え方	
(2) 計画期間	
(3) 計画の目標	
(4) 市民・職員との情報の共有	
4 . 健全化のための取り組み	10
経常経費の削減	
人件費の削減	
収入の確保	
累積赤字解消のための臨時的な対応	
取り組み効果額	
5 . 取り組み後の財政収支	15
6 . 終わりに	16

1. 計画策定にあたって

本市では、財政構造を抜本的に改善するため、これまで、15年度に「財政再建緊急3か年計画」、16年度に「財政再建緊急3か年計画2004」、更に17年度には「集中改革プラン(2006～2010)」を策定し、これらに基づき様々な行財政改革に取り組み、経費の削減を図るとともに、使用料・手数料の改定による財源確保を行ってきました。しかしながら、三位一体改革の下、地方交付税の大幅な減額が行われたことにより、これまでの行財政改革による改善効果が帳消しになるだけでなく、より一層の財源不足が生じることとなりました。

三位一体改革は一過性のものではなく、地方税財政制度に大きな構造変化をもたらし、その後も、地方交付税をはじめとする一般財源の減少が続いたため、予算編成時における経常経費の縮減だけでは、大幅な財源不足を解消することが出来ず、基金の取崩しや職員給与のカットなどの臨時的な対策によって対応せざるを得ませんでした。しかも、このような対応を行ってなお、長期にわたり赤字決算となっている状況です。

このような中、19年4月に地方分権改革推進法が施行され、生活者の視点に立った地方分権の確立を目指し、今後住民に近い市町村へ権限移譲が行われ、基礎自治体としてより一層の責任を求められることとなります。

この責任を果たし、将来にわたって安定的な行政運営を行っていくためには、収支を整えること、すなわち歳入に応じた歳出規模となるよう、歳入と歳出の両面から抜本的に見直し、新たな行政課題に的確に対応できる、強固な財政基盤を構築する必要があります。

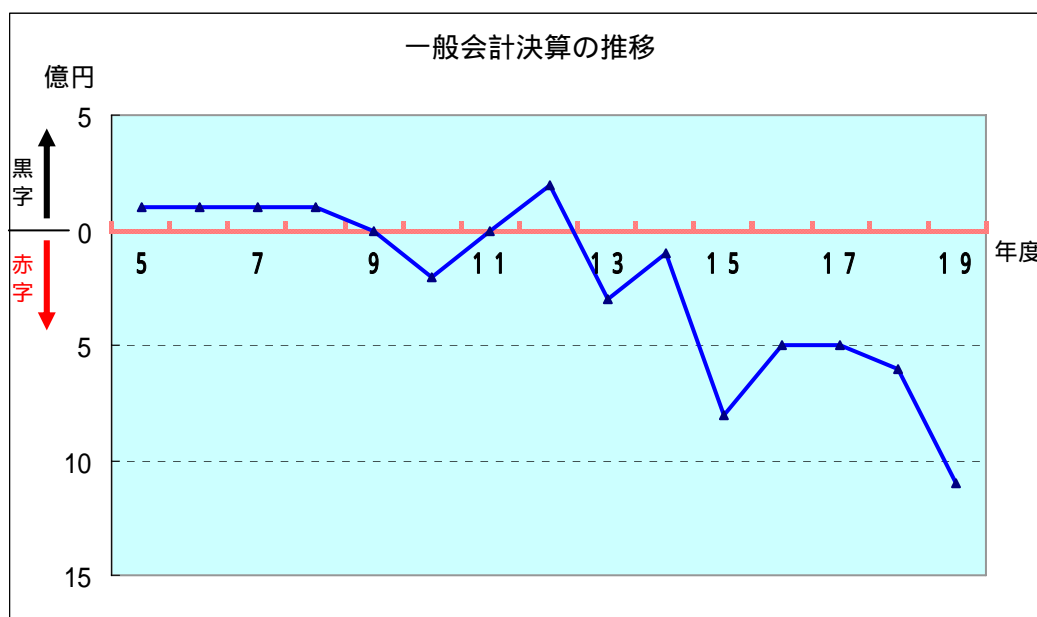
したがって、地方自治体として自らの判断と責任の下、行政運営を行う礎となる財政基盤を確立するため、財政健全化計画を策定するものです。

(1) 財政の現状

決算の推移 表1

本市の一般会計決算は、平成元年以降、黒字で推移していましたが、炭鉱閉山に伴う地域振興策を緊急かつ重点的に行ったため、9年度から赤字に転じました。11、12年度は国から産炭地域振興臨時交付金等の助成が重点配分されたこと等に伴い、この2年間は黒字となりましたが、13年度以降再び赤字が続いており、19年度においては、7年連続また昭和56年以来26年ぶりとなる10億円を超える赤字となりました。

表 1

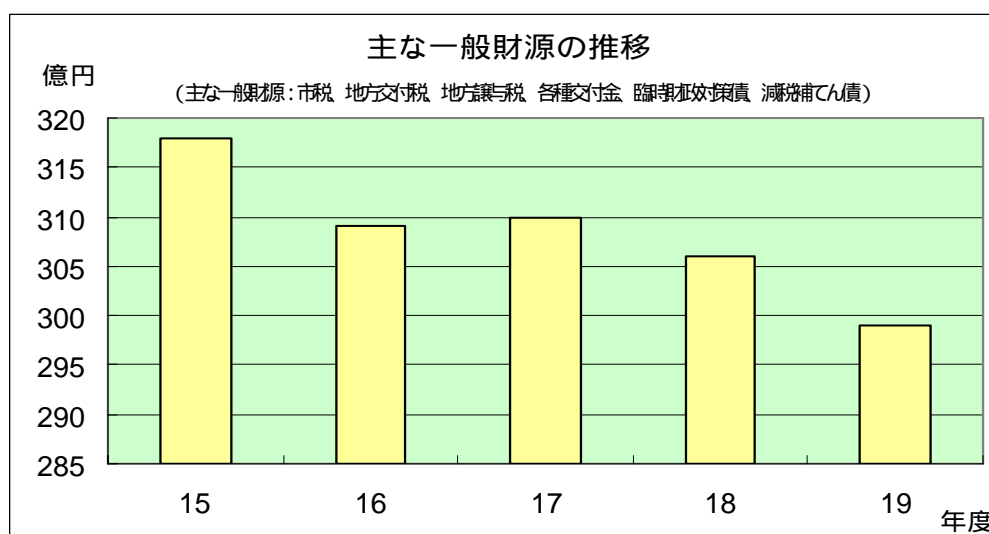


歳入の動向 表 2

主な一般財源の推移をみると、16年度において地方交付税や臨時財政対策債が大きく減少し、総額で前年度比9億円を超える減少となっています。17年度は一旦増加していますが、これは、国から地方への税源移譲に伴い、所得譲与税が増加していることによるものであり、国庫補助負担金と同額程度減少しています。それ以降も、本市の主な一般財源収入は確実に減少しており、19年度は15年度と比べると17億円以上の減収となっています。

なお、20年度の普通交付税と臨時財政対策債の決定額についても、前年度に比べ約2億6千万円減少し、更に厳しい状況となっています。

表 2



歳出の動向 表3

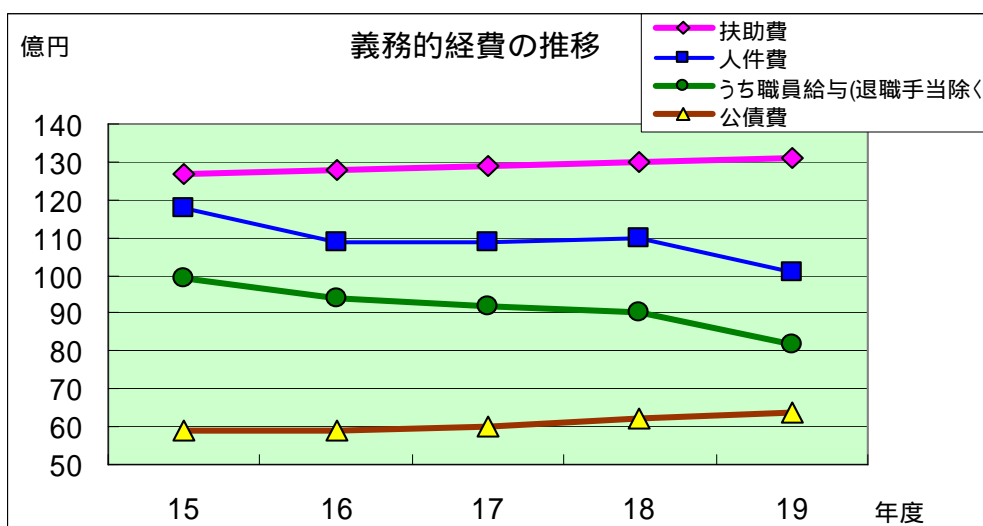
本市では、義務的経費である人件費、扶助費、公債費が歳出の6割近くを占めており、財政硬直化の要因となっています。

人件費については、「行財政対策大綱」、「職員配置適正化方針」に基づき、職員数の削減、給与の適正化、各種手当の見直しに取り組み一定の効果をあげてきたところであり、職員給与の臨時的なカットも相俟って、減少してきています。しかしながら、類似団体と比較した場合には、職員数は依然として多い状況にあり、より一層の削減を行うこととしています。

扶助費については、児童手当等の制度改正による増加も含まれていますが、地域経済の低迷による市民所得の低さや高齢化等により増加傾向にあります。19年度決算においては、15年度に比べ5億円近い増加となっています。

公債費については、臨時財政対策債や12年度から14年度にかけて整備した東部環境センターやリサイクルプラザの起債償還が本格化したことにより、増加してきています。なお、近年は市債の新規発行額を元金償還の範囲内に抑制していることから、19年度をピークに減少していくものと見込んでいます。

表3



(2) これまでの行財政改革の取り組み

本市では、財政再建準用団体への転落をなんとしても回避するとともに、抜本的に財政構造を改善することを目的として、15年7月に「財政再建緊急3か年計画」を策定しました。

この計画においては、公共施設の見直し、外郭団体の見直し、民間活力等の導入、職員数の削減等、様々な行財政改革に取り組み、経費の削減を図るとともに、し尿処理手数料の改定や低未利用地の積極的な処分等の財源確保も行う等、17年度での単年度収支の黒字化を目指しました。

しかしながら、三位一体改革によって、地方交付税が大幅に削減され、それまで計画に掲げる効果額を上回る取り組みを実施していたにもかかわらず、この改善効果が帳消しとなったことから、より一層の財源対策が必要となりました。

このため、新たな取り組みを追加した「財政再建緊急3か年計画2004」を策定しましたが、ごみの減量化のための有料指定ごみ袋の導入や経常経費の枠配分額のカットだけでは、大幅な財源不足を解消することが出来ず、職員給与のカット、基金の取崩しや起債の活用等臨時的な対策で対応せざるを得ませんでした。

17年度には、行財政改革をより重点的に進めていくために、「集中改革プラン(2006~2010)」を策定し、取り組みを推進しています。しかし、その後も歳入環境は悪化し続け、経常経費の枠配分額のカットや職員給与のカット、公営企業会計への繰出金のカット、基金の取り崩し等臨時的な対応も図りながら、なんとか予算編成を行ってきましたが、財政構造の抜本的な改善までには至っていない状況です。

参考

近年の主な取り組み効果額

		(単位：百万円)
17年度	職員給料の3%減額等	225
	職員数の削減	134
	使用料・手数料の見直し	357
18年度	職員給料の3%減額等	209
	職員数の削減	126
	使用料・手数料の見直し	392
19年度	職員給料の9%相当減額等	611
	職員数の削減	288
	使用料・手数料の見直し	372
17年度～20年度での経常経費の 枠配分額カットによる効果額累計		1,248

上記以外にも、平成8年度に策定した「行財政対策大綱」以降、職員給与の適正化、公共施設の見直し、外郭団体の見直し等、さまざまな行財政改革に取り組み、

「財政再建緊急3か年計画」等によって、15～17年度に67億円、
「集中改革プラン(2006～2010)」等によって、18、19年度で
28億円以上の効果額をあげてきています。

(3) 今後の行財政運営のあるべき姿

16年10月に策定した「行財政運営に関する基本方針」(参考資料参照)では、今後の行財政運営の方向性を明らかにしましたが、この考え方も変わるものではありません。

行政の守備範囲の見直し

- ・財源の縮小に合わせた守備範囲の見直し

これまで、経済発展による税収等の増加を背景に、住民が行政に求めるニーズの増大・多様化に対し、行政の果たす役割も拡大し、従来、地域コミュニティ等で行ってきたことさえも、市民サービスの拡充・向上の名の下に行政が担い、結果行政の肥大化につながった面があります。

しかしながら、税を中心とした事業財源は、今後の人口減少社会を見通した場合、一層縮小していくことが想定されます。更には、地方交付税制度を通じて担保されてきた財源保障機能が縮小される中、行政の守備範囲についても、財源の縮小に比例して、縮小していかざるを得ません。しかも、本市においては、人口減少等により、市税収入等の自主財源は他の自治体より一層縮小していく可能性が高いことから、他の自治体よりも小さな経費で維持できるほどの規模になる必要があり、また、スリム化していくスピードも他都市以上に早急な取組みでなくてはなりません。

- ・職員数の削減と民間活力等の導入

職員数についても同様に人口や都市構造等に見合った、また、最も効率化された行政サービスの質・量に見合った職員数となるよう適正化し、削減していかなければなりません。行政の守備範囲を見直したうえで、なお、行政が提供すべきサービスであっても、民間の経済性や専門性を積極的に導入することにより、効率的でより市民満足度の高いサービスとなるよう努めていく必要があります。

市民と行政との協働

今までと同じ質・量・方法では、公共サービスを実施出来なくなってきています。従来、地域コミュニティ等で行なってきたことを、再度、地域の連携と責任のもとで実施していただくため、市民活動組織の形成を促進していく環境づくりが必要となっています。地方分権時代の、住民主体の行政運営のため、市民と行政のパートナーシップを早急に構築していかなければなりません。

経営型の行政運営

「人・もの・金」といった限りある行政資源を重点的・効果的に投入し、最大限のサービス提供を行うとともに、サービスの利用者・顧客である市民にとって満足度の高いサービスを提供していく成果重視の経営型の行政運営を行なう必要があります。

投資の方向性

財政再建とまちづくりのための政策的な事業展開（投資）は、双方のバランスを取りながら進めていく必要があります。政策の目的を一層明確にし、これを達成するための手段である施策の展開には費用対効果等を十分検証した上で、最小限の資源の投入となるよう、選択と集中を図らなければなりません。

2. 今後の財政収支見込み

(1) 財政収支試算前提条件

19年度決算をベースに、財政収支試算を見直しました。

歳入について

市税

人口減少による納税義務者の減少

企業誘致による雇用の増加

土地価格の下落傾向

等を勘案し推計しています

普通交付税

20年度決定額をベースに、市税、譲与税等の動向を見込んだ上で、これらを含めた一般財源総額が21年度以降減少していくと見込み推計しています

歳出について

人件費

職員給与については、20年度予算計上の職員数をベースに、退職者と同数の採用等があるものとして推計しています。また、21年度以降は、職員給与の減額を反映せず計上しています

公債費

毎年の地方債発行額から翌年度以降の償還額を推計し反映しています

投資的経費

総合計画2006～2015 前期基本計画第2期実施計画計上の事業費を反映しています

なお、この財政収支試算は、様々な行政サービスにおいて、現在の制度が継続されることを前提に推計したものです。

(2) 財政収支試算

(歳入)

(単位：百万円)

項目 \ 年度	19	20	21	22	23	24
市 税	14,977	14,797	14,068	13,974	13,857	13,419
地方交付税	11,701	11,447	12,212	12,122	11,996	12,124
国・県支出金	10,850	10,593	11,150	10,926	10,943	10,960
地 方 債	3,345	3,169	3,225	3,495	3,374	2,789
そ の 他	9,830	9,154	8,431	8,130	8,029	7,932
歳 入 合 計	50,703	49,160	49,086	48,647	48,199	47,224

(歳出)

項目 \ 年度	19	20	21	22	23	24
人件費	10,105	9,908	10,375	10,873	10,503	9,665
うち職員給与	8,191	8,120	8,527	8,373	8,089	7,823
うち退職手当	1,260	1,134	1,160	1,758	1,706	1,160
扶助費	13,146	13,167	13,188	13,209	13,231	13,253
公債費	6,383	6,291	5,949	5,840	5,659	5,284
補助費等	6,856	8,360	8,676	8,242	7,859	7,727
繰出金	4,455	3,109	2,897	2,914	2,932	2,949
投資的経費	3,633	2,444	3,641	2,916	2,916	2,916
その他	6,560	6,405	6,520	6,472	6,505	6,536
前年度繰上充用金	621	1,056	1,580	3,740	5,559	6,965
歳出合計	51,759	50,740	52,826	54,206	55,164	55,295

* うち職員給与には退職手当を含まない。

(収支)

歳入 - 歳出	1,056	1,580	3,740	5,559	6,965	8,071
単年度収支	435	524	2,160	1,819	1,406	1,106

(3) 21年度以降の財政見通し

21年度以降の歳入については、これまでの一般財源収入の推移を見る限り、確実に減少していくものと見込まれます。特に市税については、企業誘致による雇用の増加やマンションの建設、大型商業施設の進出による増要素があるものの、人口の減少や土地の評価額の下落による減少が大きく、大幅な減収が見込まれます。

歳出面では、団塊の世代の大量退職による退職金の増加により、人件費が一時的に増加することが見込まれることや、扶助費については、現在でも歳出総額に占める割合は非常に大きく、今後、高齢者人口の増加等により、更に増加していくものと見込んでいます。また、公債費についてはピークを過ぎ、近年の市債発行の抑制により、今後縮減していくものと見込んでいます。

前年度繰上充用金を除く歳出総額は21年度以降減少していきませんが、それを上回る歳入環境の悪化により、新たな財源対策を行わなければ、21年度は実質収支で37億円の赤字となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）」における早期健全化団体、22年度は55億円を超える赤字で、財政再生団体となることを見込まれます。

また、23年度以降は、ネイブルランドの損失補償の終了等により、歳出が大きく減少しますが、24年度時点でも11億を超える単年度赤字が生じることとなり、歳入と歳出の均衡には至りません。

3 . 財政健全化基本方針

(1) 財政健全化の基本的な考え方

本市では、長年にわたり行財政改革を行っており、このため、行政サービス等も、必要最低限の経費で、考えうる限りの工夫を凝らしながら実施していますが、住民の必要とする行政サービスを十分に展開しているとは言えない面もあり、将来のまちづくりに向けた投資を行う体力を培うためにも、出来る限りのスピードで、財政構造の抜本的な改革を行わねばなりません。

また、20年度決算から「健全化法」の適用がはじまることや、更にはこれからますます加速していく地方分権社会における自己決定・自己責任による行政運営を行っていく必要があることから、早期の財政健全化が求められています。

近年、多くの企業誘致に成功し、雇用の増加や税源の涵養に一定の成果を収めていますが、それが税収増に結びつくためには今しばらくの時間が必要です。その間にも、市税や地方交付税等の一般財源収入は減少し続け、このような状況では、今までと同様の行政サービスの提供は困難になっています。事務事業の効率化・重点化に努めることはもちろんのこと、今後においては行政の関与すべき分野や守備範囲について、なお一層厳しい視点で見直し、事業の廃止を含めた最大限の歳出削減努力を行わなければなりません。

一方、高齢化社会への対応や次世代の育成支援等、行政需要は拡大し続け、歳出削減による対策にも限界が近づいています。たゆまぬ行財政改革の努力を行ってきていますが、守るべき行政サービスの水準は確固として存在しており、その水準の確保は、基礎自治体としての存在意義そのものであり、歳出削減にも自ずと限界があります。またこのような状況の中でも、総合計画に掲げる「やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた」を実現し、誰もが、住み慣れた地域にいつまでも住み続けたいと思える、安心して安全に暮らせるまちづくりを行っていくための投資も継続していく必要があります。

限られた収入の中で、必要とされる行政サービスを提供し、基礎自治体としての役割を果たしていくためには、行政サービスの質・量に応じた使用料・手数料や税財源が不可欠です。

今後、財政を健全化していくために

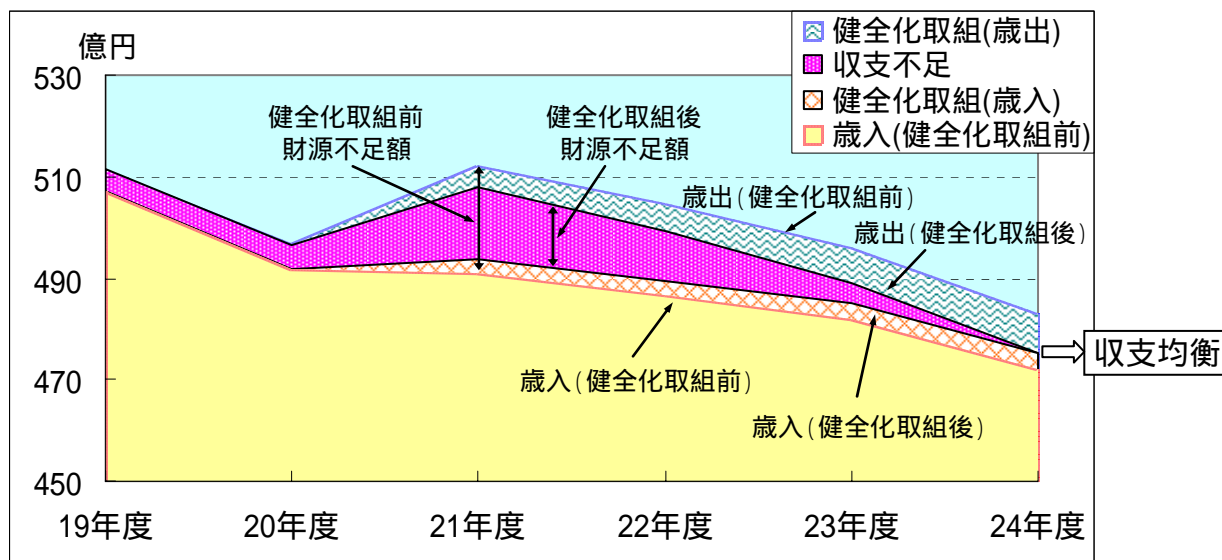
- ・ 人件費や公債費を始めとした徹底した歳出削減努力の継続
- ・ 企業誘致や産業の振興を重点的に進め税収入を増やすこと
- ・ 行政サービスに応じた使用料・手数料の適正化及び税負担の見直し等に努めていきます。

(2) 計画期間

20年度から23年度までの4年間とします。

(3) 計画の目標

財政健全化イメージ図



抜本的な財政構造の改革

上記のイメージでも分かるとおり、本市の財政構造は歳入より、歳出が多い構造となっている上に、歳入環境の悪化という外的な要因も重なり、様々な行財政改革にもかかわらず、健全な財政基盤を確立できていません。

本計画では、これまで行ってきた歳出削減策を更にもう一步推し進めるとともに、歳入の確保策を盛り込み、計画最終年度及び将来にわたって収支が均衡することを目指します。

23年度末時点での累積赤字の解消

財政構造の改革と合わせ、累積赤字を一掃するための臨時的な対策を盛り込み、その解消を目指します。

財政規律の確保

24年度以降、再び赤字構造に陥ることがないように、今以上に職員一人ひとりが経営感覚を持ち、最少の経費で最大の効果が得られる行政運営を心がけるよう職員の意識改革を進めることにより、財政規律の確保に努めます。

(4) 市民・職員との情報の共有

財政健全化を確実なものとし、より良い地域社会を実現するためには、行政職員とまちづくりの主体である市民とが、共通理解の下、それぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協働していかなければなりません。

本市のおかれている状況の共通理解と、より積極的な協働を進めるため、様々な方法による的確で分かりやすい財政情報の発信を行い、情報の共有化を積極的に進めます。

4. 財政健全化のための取り組み

経常歳出の削減

(1) 枠配分額の10%削減

本市では、経常経費及び臨時経費について所要一般財源を枠配分し、各部局に一定の裁量を持たせ、創意工夫による自主的な行政運営が行えるようにしていますが、三位一体改革の影響等による歳入環境の一層の悪化にともない、赤字基調の財政運営を強いられているため、収支均衡を図る方策のひとつとして、各部局への枠配分額について20年度を基準として10%削減します。

業務棚卸しの実施

行政評価の活用並びに、他都市との比較による徹底した事務事業の見直しを行う「業務棚卸し」を実施し、事務事業の選択と集中及び効率化による枠配分額の10%削減への的確な対応を図ります。

補助金の見直し

枠配分額の削減を実現する手段のひとつとして、暫定的に補助金を枠配分の削減率と同率で一律削減します。

また、財政健全化計画の期間中に、市民との協働の観点も併せ考えながら総合的に補助金のあり方について検討を行うとともに、既存の補助金について必要性や効果など客観的な視点に立った評価を行い、抜本的な見直しに取り組みます。

(2) 市債発行の抑制による公債費の縮減

市債の新規発行額については、元金償還額の2/3程度にとどめることで、歳出の12%を占める公債費を縮減します。

人件費の削減

(1) 職員配置の適正化

19年定員管理調査に基づく類似団体比較を参考指標とし、現行の職員配置適正化方針及び計画を見直し、新たに20年4月から24年4月までの4年間で、消防部門及び病院部門を除く職員数について、195名を削減する数値目標を掲げ、なお一層、計画的な職員配置適正化に取り組みます。

【職員配置適正化方針（消防・病院部門を除く部門）】

H20.4.1 1,117人 H24.4.1 922人
(削減数 195人、削減率 17.5%)

職員配置の適正化を実現するため、さらなる民間活力等の導入推進に努めるなど、徹底した事務事業の見直しに取り組みます。また、清掃関連事務事業の見直しについては、現在策定中の環境部将来体制ビジョンに基づく必要最小限の体制構築を目指し、年次計画による見直しに取り組むとともに、学校事務事業の見直

しについては、学校事務事業をなお一層効率、効果的に行なうため、民間との役割分担のもと市が行なうべき業務を精査し、民間活力等導入方針に基づく更なる事務事業の見直しを図ります。

(2) 職員給与の減額

職員配置適正化方針及び計画に基づき、職員数の削減については、計画的な定員管理のもと、適正化に取り組み、構造的に職員給与費の削減を図ることと併せ、類似団体比較を参考指標とした場合の超過数に相当する分について、職員給与の自主的・自律的な減額を行うことで、職員給与費総額の削減を図り、参考指標に基づく目標職員給与費の実現に取り組みます。

収入の確保

(1) 使用料・手数料の適正化

行政サービスの提供によって利益を受ける人と受けない人との負担の公平性については、利益を受ける人が応分の負担をすることで、負担の公平性が確保されます。このため、全ての使用料・手数料について随時検討することとしますが、下記の使用料・手数料については次のとおり見直します。

し尿処理手数料の適正化

普通便槽及びくみ取式水洗便槽（簡易水洗）に係るし尿処理手数料について、受益者負担の適正化を図る観点から見直します。

なお、普通便槽及びくみ取式水洗便槽（簡易水洗）の処理手数料については、現在の世帯構成人員数を根拠とする人頭制よりも汚水の排出量に応じて手数料を負担する従量制の方が負担の公平性を保つことができるため、従量制の導入に向け取り組みます。

また、緊急くみ取り、仮設トイレのくみ取り等に関する料金設定についても検討していくとともに、生活保護世帯の減免については、他の料金との均衡上からも廃止します。

1月1人につき（2歳未満の乳幼児除く）

	現 行	改正後
普通便槽	4 6 2 円	5 2 5 円
くみ取式水洗便槽	9 0 3 円	1 , 1 5 5 円

浄化槽汚泥処理手数料の新設

浄化槽汚泥については、東部環境センターへの搬入量が全体の3割程度となっており、処理経費についても多額となっているため、受益者負担の原則に立ち浄化槽汚泥処理手数料を新設し、処理経費の一部として活用します。

また、市民の環境意識の向上と浄化槽の一層の普及促進を図るため、浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業許可拡大について検討します。

浄化槽汚泥処理手数料	新 設
1トン当たり	1 , 0 5 0 円

事業系ごみ処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料については、19年度に自己搬入手数料の改定を行ったところですが、事業系ごみ処理指導方針を策定し、処理手数料の適正化についても引き続き検討し実施します。

(2) 税率の改定

本市は、歳入と歳出の均衡が図られておらず、恒常的に歳出が歳入を上回る赤字基調の財政運営となっています。このため、行政需要に対応する税収入を確保するためには税負担のあり方についても見直す必要があると判断し、下記の税目について税率を改定します。

法人市民税

法人市民税は、均等割と法人税割があり、本市では法人税割は制限税率を採用していますが、均等割については標準税率を採用しています。本市の厳しい財政状況を踏まえ、均等割についても法人税割と同様に制限税率を採用し、標準税率の1.2倍に改定します。

ただし、中小企業への影響を考慮し、大牟田市市税条例第24条第2項に掲げる表中第1号に該当する法人等を除くものとします。

法人均等割（大牟田市市税条例）

（単位：千円）

第24条第2項	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
現 行	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000
改定後	50	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600

* 資本金等の額及び従業者の合計数によって課税される法人均等割額は異なる。

軽自動車税

18年度の税制改正において、軽自動車税の制限税率は、標準税率の1.2倍から1.5倍に引き上げられました。これは、国の三位一体改革により歳入が減少する自治体に配慮し、地方の課税自主権を拡大した措置です。

本市では標準税率を採用してきましたが、引き上げられた税率相当分を勘案し、軽自動車税の税率を標準税率の1.3倍に改定します。

（主な例）

車 種	現 行	改定後
原動機付自転車50cc以下	1,000円	1,300円
軽四輪貨物（自家用）	4,000円	5,200円
軽四輪乗用（自家用）	7,200円	9,300円

累積赤字解消のための臨時的な対応

(1) 公営企業会計への繰出金見直し

現在臨時的に行っている公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計）への繰出金の削減を財政健全化計画の期間中継続します。また、各会

計の削減額は以下のとおりとします。

上水道事業会計

下水道事業会計

... 20年度においては、両事業会計合わせ1億8千万円を臨時的に削減していますが、今後も同額の削減を行うことは両事業会計では困難な状況にあります。したがって、現在、策定している両事業会計の財政計画において、市民への料金転嫁が生じない範囲で、更なる経費圧縮に努めながら上・下水道事業会計への繰出金について合わせて年額1億1千万円を削減します。

病院事業会計

... 20年度においては、1億2千万円を臨時的に削減していますが、今後、経営形態の変更が想定されますので、安定的な病院経営に影響を及ぼさない範囲を前提に、同額の1億2千万円を計画期間中継続して削減します。

(2) 基金等の活用

土地開発基金は総額で約7億5千万円の残高(20年3月末現在)を有していますが、手鎌野間川用地等として貸付けている額及び今後新幹線新駅周辺整備事業として活用が見込まれる額を除く4億2千5百万円を取り崩して活用します。

財団法人地域活性化センターは基本財産として2億円を有していますが、20年12月に予定される公益法人制度改革に基づき、基本財産の下限が3百万円となるため、基本財産の有効活用を図ります。

わくわくシティ基金は、平成元年のふるさと創生事業の1億円を原資に、スポーツ、文化の振興を通じたまちづくり事業の推進に資するため基金を設置し、基金の運用により生じた益金等をその目的推進のため活用しています。20年3月末現在では約1億4百万円を有していますが、益金についてはこれまで同様に活用し、原資の1億円についてはスポーツ、文化の振興のため取り崩して活用します。

(3) 遊休資産の売却

ネイブルランド及び旧市民会館の跡地について、売却に向けた課題の整理を行い、計画期間中の売却を目指します。

(4) 産炭地域活性化基金の活用

産炭地域に残された最後の貴重な財源である産炭地域活性化基金については、総合計画に掲げる主要プロジェクト等の実現のため、効率的かつ効果的に活用します。

- ・地域振興事業費分：大牟田市への配分額である12億6千6百万円から、19、20年度で活用されている分を除き、残りを計画的に活用します。

(5) 特別職等給与の減額

市長、副市長、企業管理者及び教育長の特別職等給与についても、職員の給与減額の取組みに併せ、減額を継続します。

取組み効果額

(単位：百万円)

項目	年度				
	20	21	22	23	24
経常歳出の削減		336	336	336	336
(1) 枠配分額の10%削減		336	336	336	336
(2) 市債発行の抑制による公債費の縮減				(3)	(10)
人件費の削減	26	604	603	512	516
(1) 職員配置の適正化	26	102	197	358	516
(2) 職員給与の減額	(548)	502	406	154	
収入の確保		284	284	284	284
(1) 使用料・手数料の適正化		178	178	178	178
(2) 税率の改定		106	106	106	106
累積赤字解消のための臨時的な対応	149	1,232	988	1,005	
(1) 公営企業会計への繰出金見直し	(300)	230	230	230	
(2) 基金等の活用		525		197	
(3) 遊休資産の売却			211	238	
(4) 産炭地域活性化基金の活用	(149)	314	401	302	
(5) 特別職等給与の減額	(9)	9	8	6	
(6) その他	149	154	138	32	
その他		3	8	14	25
取組みに伴う繰上充用金改善額		175	2,634	4,853	7,004
合計	175	2,634	4,853	7,004	8,165

* その他は、人件費の削減(1)職員配置の適正化に付随して生じる効果額で、当該年度の退職手当が、前年度の職員給料総額の12%を超える場合、超える額を上限に退職手当債を発行できるため、職員数の減による職員給料総額の減少に伴い、退職手当債の発行枠が拡大することによるもの。

* ()で掲げる効果額については、財政収支試算に織り込み計上済みのもの。

5 . 取り組み後の財政収支見込み

(歳入) (単位：百万円)

年度 項目	19	20	21	22	23	24
市 税	14,977	14,797	14,174	14,080	13,963	13,525
地 方 交 付 税	11,701	11,447	12,212	12,122	11,996	12,124
国・県支出金	10,850	10,593	11,150	10,926	10,943	10,960
地 方 債	3,345	3,169	3,228	3,503	3,388	2,814
そ の 他	9,830	9,303	9,602	9,058	8,976	8,149
歳 入 合 計	50,703	49,309	50,366	49,689	49,266	47,572

(歳出)

年度 項目	19	20	21	22	23	24
人 件 費	10,105	9,882	9,762	10,262	9,985	9,149
うち職員給与	8,191	8,094	7,923	7,770	7,577	7,307
うち退職手当	1,260	1,134	1,160	1,758	1,706	1,160
扶 助 費	13,146	13,167	13,188	13,209	13,231	13,253
公 債 費	6,383	6,291	5,949	5,840	5,659	5,284
補 助 費 等	6,856	8,360	8,446	8,012	7,629	7,727
繰 出 金	4,455	3,109	2,897	2,914	2,932	2,949
投 資 的 経 費	3,633	2,444	3,641	2,916	2,916	2,916
そ の 他	6,560	6,405	6,184	6,136	6,169	6,200
前年度繰上充用金	621	1,056	1,405	1,106	706	0
歳 出 合 計	51,759	50,714	51,472	50,395	49,227	47,478

* うち職員給与には退職手当を含まない。

* この表では財源対策のうち枠配分額の10%削減分については歳出・その他より差引いている。

(再収支)

歳 入 - 歳 出	1,056	1,405	1,106	706	<u>39</u>	94
単 年 度 収 支	435	349	299	400	745	<u>55</u>

6. 終わりに

夕張市の財政破綻を受け、より透明性の高い指標を用いた早期の是正制度が必要との認識が広まったことにより「健全化法」が公布され、20年度決算から適用されることになりました。実質赤字比率等4つの健全化指標を毎年度公表し、指標が早期健全化基準以上となれば健全化計画を策定、実施状況も含め公表することとなり、財政再生基準以上となれば、再生計画を策定することとなるほか、起債の制限や国の勧告を受けることとなります。

幸い、本市の19年度決算における健全化指標は、早期健全化基準を上回らなかったものの、財政収支見込みでは、近い将来、基準を超える恐れがあります。

この計画において掲げる健全化のための取り組みには、これまで以上に市民負担を求めるものや、行政サービスの低下につながるものも盛り込まれていますが、将来の大牟田を見据えた時に、今ここでスピードを持って改革に取り組まなければ、これまで同様、不安定な財政運営となり、今後進んでいく地方分権という大きな流れにも乗り遅れることとなります。

このようなことから、財政構造の抜本的な改善を図り、ぜい弱な大牟田市の財政基盤を再構築し、なお一層の住民満足度の向上、また将来に向けたまちづくりのための力をつけていくため、本計画に掲げる取り組み項目の着実な実施を行っていくものです。24年度での収支均衡は、そこがゴールではなく、自らの経費を自らの収入で賄うという地域自治のスタートラインに立てると考えます。